

# 兵庫県公報

平成21年11月20日 金曜日 第 2135 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（都市政策課）	2
告 示	
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（社会援護課）	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	4
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	5
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の指定（同）	5
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の名称等の変更及び廃止の届出（同）	6
○ 争議行為を行う旨の通知（労政福祉課）	6
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	6
○ 家畜伝染病の発生（畜産課）	8
○ 保安林の指定の解除予定（豊かな森づくり課）	8
公 告	
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（地域協働課）	8
○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	9
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	9

## 公布された法令のあらまし

### ●屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（規則第63号）

屋外広告物条例の一部改正により、電車に表示する広告物（以下「電車の広告物」という。）について、知事の許可を受けることにより許可地域等及び禁止地域等において表示できることとするに伴い、次のとおり許可の基準を定める等所要の整備を行うこととした。

#### 1 許可地域等における電車の広告物の表示の許可の基準

##### (1) 電車の広告物の個別基準

区分	基準
表示面積	電車の広告物が表示される車両1両の各面における電車の広告物の表示面積の合計は、当該各面の面積の5分の1以下とすること。
色彩	地色にマンセル色票系に規定する彩度（以下「彩度」という。）が10以上の色又は彩度が8以上の青若しくは青緑を使用しないこと。ただし、地色をその表示する箇所の車両の色とする場合は、この限りでない。

##### (2) 他の広告物と共通の基準

ア 特に景観に配慮すべき地域又は場所にあつては、広告物の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等を当該景観と調和したものとする。

イ 広告物の裏面及び側面にあつては、塗装その他の装飾をし、かつ、その装飾を表示面と調和したものとする。

ウ ネオンサインその他照明を使用する広告物にあつては、昼間における美観の維持に必要な対策を講

じること。

エ 蛍光塗料（蛍光フィルムを含む。）又は反射光の強い塗料を使用しないこと。

オ 禁止地域等のうち都市計画法の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域又は風致地区である禁止地域等（以下「第1種低層住居専用地域等」という。）の境界線から100メートル以内の許可地域等に表示する広告物で、当該第1種低層住居専用地域等から視認できるものにあつては、ネオン管の露出しているネオンサイン又は発光ダイオードを利用するものを使用せず、かつ、光源の点滅がないものとする。

- 2 禁止地域等における電車の広告物の表示の許可の基準  
1に掲げる基準（1(2)オを除く。）とする。

規 則

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第63号

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

屋外広告物条例施行規則（平成4年兵庫県規則第69号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1の部2の表(13)の款の次に次のように加える。

(13)の2 電車に表示するもの	ア 表示面積	広告物が表示される車両1両の各面における広告物の表示面積の合計は、当該各面の面積の5分の1以下とすること。
	イ 色彩	地色に彩度の高い色又はマンセル色票系に規定する彩度が8以上の青若しくは青緑を使用しないこと。ただし、地色をその表示する箇所の車両の色とする場合は、この限りでない。

別表第2第2の部4の表中「広告物等」を「広告物」に、「自動車」を「電車又は自動車」に改め、同表第1種禁止地域等・第2種禁止地域等・第3種禁止地域等の款基準の欄を次のように改める。

- (1) 電車に表示するものにあつては、第1の部中1の(1)から(4)まで及び2の(13)の2に定める基準に適合していること。
- (2) 自動車に表示するものにあつては、第1の部中1の(1)から(4)まで及び2の(14)に定める基準に適合していること。

様式第1号正本の部及び副本の部中「アーケードを利用するもの」を「アーケードを利用するもの 電車に表示するもの」に、「アドバルーン 広告旗」を「アドバルーン 広告旗 置看板」に、「案内誘導のためのもの」を「案内誘導のためのもの 電車に表示するもの」に改め、同様式別紙の部中

光源の点滅・動き・輝度の変化	急速	急速でない	無
----------------	----	-------	---

を「

光源の点滅・動き・輝度の変化	急速	急速でない	無
使用の本拠の位置			
走行路線			
走行区間			
車両番号			

電車の車両	車両1両の各面の面積	先頭又は最後尾の車両	片側側面 前面又は後面 屋根面	平方メートル 平方メートル 平方メートル
		中間車両	片側側面 屋根面	平方メートル 平方メートル
車両の色のマンセル値		色相	明度	彩度

に改め、同部備考3中「使用する色の彩度のマンセル値」を「マンセル値」に改める。

附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

告 示

兵庫県告示第1166号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

平成21年11月20日

兵庫県知事 井戸敏三

指定医療機関

名 称	所在地	開設者	指定年月日
岡歯科医院	明石市西新町2-3-4ベルクビル4F	岡 秀 俊	平成21年10月1日
有限会社アダチ薬局本店	芦屋市浜町9-9	有限会社アダチ薬局	同 月13日
船原歯科クリニック	加古川市加古川町南備後22-1	医療法人社団早緑会	平成21年8月1日
船原歯科医院	同 市加古川町寺家町129	福 地 康 孝	同 年10月1日
共立会・宝寿苑訪問看護ステーション	同 市東神吉町神吉708-1	医療法人共立会	同
ワタキュー薬局加古川店	同 市神野町神野字大林190-5	株式会社フロンティア	平成21年11月1日
じゅん内科クリニック	宝塚市中州1-15-2逆瀬川ビル1F	加 藤 順 子	同
しらやま歯科	三田市けやき台3-12-1	白 山 英 樹	平成21年10月1日
ダイヤ調剤薬局三原店	南あわじ市神代国衙1668-1	株式会社ウィーズ	同 年9月1日
岩屋調剤薬局	淡路市岩屋982	同 上	同



兵庫県告示第1167号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

平成21年11月20日

兵庫県知事 井戸敏三

1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
橋本ファミリークリニック	明石市大蔵谷字狩口181-6ピラ朝霧203	医療機関名称	橋本クリニック	橋本ファミリークリニック	平成21年7月1日

正木医院	赤穂市古浜町174	住所表示	赤穂市新田292-8	赤穂市古浜町174	平成15年7月5日
------	-----------	------	------------	-----------	-----------

2 廃止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	開設者	廃止年月日
岡歯科医院	明石市西新町2-1-5	岡 秀 俊	平成21年9月30日
有限会社アダチ薬局本店	芦屋市浜町5-11	有限会社アダチ薬局	同 年10月12日
船原歯科医院	加古川市加古川町寺家町129	船 原 元 信	平成20年2月29日
船原歯科クリニック	同 市加古川町備後111-1	医療法人社団早緑会	平成21年7月31日
ダイヤ調剤薬局三原店	南あわじ市神代国衛1668-1	株式会社ダイヤライフ	同 年8月31日
岩屋調剤薬局	淡路市岩屋982	同 上	同



兵庫県告示第1168号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

平成21年11月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定介護機関

名 称	所在地	開設者	サービス種類	指定年月日
あさぎり介護センター	明石市松が丘2-11-7明舞プラザ2F	有限会社朝霧IT企画	訪問介護、介護予防訪問介護	平成21年2月1日
デイサービスセンター普通電車	同 市西明石北町3-15-11	有限会社明石福祉介護サービス	介護予防通所介護	同 年7月1日
前田クリニック	同 市大久保町森田132-5	前田クリニック	短期入所療養介護、介護療養型医療施設、介護予防短期入所療養介護	同 年9月14日
ホームヘルプステーション二見の家	同 市二見町西二見駅前2-56	医療法人伯鳳会	訪問介護、介護予防訪問介護	同 年10月1日
ヘルパーステーション松風	同 市西新町2-15-10-2F	有限会社オフィスレオン	訪問介護、介護予防訪問介護	同
あつぶるレンタル事業所明石	同 市樽屋町3-11	株式会社あつぶる	福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与	同
西川薬局	同 市大蔵谷字東山488-70	株式会社マシマム	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平成21年10月9日
有限会社鮎原薬局	洲本市五色町鮎原西13-3	有限会社鮎原薬局	福祉用具貸与、特定福祉用具販売	同 年9月1日
居宅介護支援事業所ワイズケア	同 市本町8-2-18	株式会社トップワン	居宅介護支援	同
こすもす倶楽部ヘルパーステーション	相生市野瀬1375-1	社会福祉法人JAあいおい福祉会	介護予防訪問介護	同
医療法人社団天馬会半田中央病院	同 市旭3-2-18	医療法人社団天馬会	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防訪問リハビリテーション	同

株式会社こうのとり介護サービス	豊岡市高屋179コムフォート但馬105	株式会社こうのとり介護サービス	訪問介護、居宅介護支援、介護予防訪問介護	同
鹿児の郷居宅介護支援事業所かこがわ	加古川市加古川町寺家町16-11	社会福祉法人福竹会	居宅介護支援	平成21年6月1日
船原歯科クリニック	同 市加古川町南備後22-1	医療法人社団早緑会	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	同 年8月1日
青空ケアプラン	川西市大和東5-3-9	一般社団法人愛敬会	居宅介護支援	同
でいサービスセンター年輪	三田市藍本80-1	有限会社エルデ企画	通所介護、介護予防通所介護	平成21年10月1日
あわじ荘居宅介護支援事業所	淡路市野島貴船229-1	社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団	居宅介護支援	同 年9月17日
合同会社笑顔の森	宍粟市山崎町字原1094-1	合同会社笑顔の森	訪問介護、介護予防訪問介護	同 年10月1日
プラチナ薬局	川辺郡猪名川町白金3-9-10	有限会社プラチナ	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	同 年4月1日



**兵庫県告示第1169号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

平成21年11月20日

兵庫県知事 井戸敏三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
ダスキンヘルスレント宝塚ステーション	宝塚市山本野里1-74-1-102	事業所名称	ヘルスレント宝塚ステーション	ダスキンヘルスレント宝塚ステーション	平成21年10月1日

2 廃止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	サービス種類	廃止年月日
あさぎり介護センター	明石市大蔵谷東山488-85 古川ビル1F	有限会社朝霧IT企画	訪問介護、介護予防訪問介護	平成21年1月31日
船原歯科クリニック	加古川市加古川町備後111-1	医療法人社団早緑会	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	同 年7月31日



**兵庫県告示第1170号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当する者を次のとおり指定した。

平成21年11月20日

兵庫県知事 井戸敏三

指定施術者

施術者	施術所名称	所在地	指定年月日

富金原 繁 朝	無双堂鍼灸整骨院	宝塚市売布東町21-1 赤崎ビル104	平成21年9月14日
---------	----------	---------------------	------------



**兵庫県告示第1171号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定施術者から名称等の変更及び廃止の届出があった。

平成21年11月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定施術者

施術者及び 施術所名称	所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
やまの接骨院	加東市社1344-1	施術所名称	小薮接骨院	やまの接骨院	平成5年9月1日
		施術者氏名	小 薮 秀 樹	山 野 秀 樹	同

2 廃止の届出があった指定施術者

施術者	施術所名称	所在地	廃止年月日
富金原 繁 朝	たか整骨院	宝塚市安倉南1-17-14パークヴィラ宝塚	平成20年6月30日



**兵庫県告示第1172号**

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、平成21年11月10日に、神戸市兵庫区駅南通3-4-33全日本建設交運一般労働組合兵庫合同支部執行委員長橋口逸雄から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成21年11月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 事件

全日本建設交運一般労働組合兵庫合同支部が主張する次の事項について  
団体交渉出席者の欠勤扱い、賃金改定等に関する事項の早期解決

2 日時

平成21年11月21日（土）午前0時から事件解決に至るまで

3 場所

神戸フェリーバス株式会社 神戸市中央区港島9-1-213

4 概要

全面的あるいは部分的に連続、断続を含む、同盟罷業、怠業を単独又は併用して行う。



**兵庫県告示第1173号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成21年11月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 下内膳土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	中 木 恵 一	洲本市下内膳1588番地
同	安 倍 勝	同 市下内膳495番地

同	白 水 祥 文	同	市下内膳538番地
同	岡 一 博	同	市下内膳382番地
同	出 店 裕 司	同	市下内膳1番地
同	安 川 一 雄	同	市下内膳1211番地
同	安 岡 忠 男	同	市下内膳170番地
同	井 手 久 弘	同	市下内膳415番地の1
同	瀧 口 初 美	同	市下内膳960番地
同	由良木 恒 弘	同	市下内膳1196番地
監 事	安 川 眞 二	同	市下内膳776番地
同	片 岡 與 憲	同	市下内膳853番地

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

氏 名

中 木 恵 一

安 倍 勝

白 水 祥 文

出 店 利 彦

出 店 裕 司

安 川 一 雄

安 岡 忠 男

井 手 久 弘

瀧 口 初 美

由良木 恒 弘

安 川 眞 二

片 岡 與 憲

住 所

洲本市下内膳1588番地

同 市下内膳495番地

同 市下内膳538番地

同 市下内膳439番地

同 市下内膳1番地

同 市下内膳1211番地

同 市下内膳170番地

同 市下内膳415番地の1

同 市下内膳960番地

同 市下内膳1196番地

同 市下内膳776番地

同 市下内膳853番地

2 大山川沿岸土地改良区

退任役員

役員の区分

理 事

氏 名

吉 竹 和 雄

住 所

篠山市園田分528番地

3 奥塩久土地改良区

退任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

監 事

同

氏 名

足 立 敏 明

足 立 安 弘

足 立 忠 治

足 立 清

足 立 幸 裕

足 立 憲 久

荻 野 榮 一

住 所

丹波市青垣町奥塩久172番地1

同 市青垣町奥塩久454番地

同 市青垣町奥塩久535番地1

同 市青垣町奥塩久488番地2

同 市青垣町奥塩久493番地

同 市青垣町奥塩久105番地

同 市青垣町奥塩久537番地

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

監 事

同

氏 名

足 立 清

足 立 忠 治

足 立 安 弘

足 立 幸 裕

足 立 憲 久

足 立 敏 明

足 立 務

住 所

丹波市青垣町奥塩久488番地2

同 市青垣町奥塩久535番地1

同 市青垣町奥塩久454番地

同 市青垣町奥塩久493番地

同 市青垣町奥塩久105番地

同 市青垣町奥塩久172番地1

同 市青垣町奥塩久152番地



**兵庫県告示第1174号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成21年11月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 家畜伝染病の種類	結核病	
2 家畜の種類	牛（ホルスタイン種）	
3 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数	疑似患畜 1頭	疑似患畜 2頭
4 発生場所	洲本市	小野市
5 発生年月日	平成21年10月29日	平成21年10月30日
6 その他参考となるべき事項	ツベルクリン検査により発見	ツベルクリン検査により発見



**兵庫県告示第1175号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成21年11月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除予定保安林の所在場所  
三田市波豆川字鳥ノ上1013の3
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

**公 告**

**特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請**

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成21年11月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請のあった年月日 平成21年11月6日
- 2 特定非営利活動法人の名称等
  - (1) 名称 特定非営利活動法人まほろば企画
  - (2) 代表者の氏名 森 田 聖 美
  - (3) 主たる事務所の所在地 明石市二見町西二見683番地の18
  - (4) 定款に記載された目的

この法人は、日本人及び日本に在住する外国人に対して多言語の普及を図り、また地域に在住する外国人に相談・助言する事業を行い、異文化の交流に寄与することを目的とする。





